

ID: 217

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予の取消し		
例規名 根拠条項	柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第12条第1項		
例規番号	令和2年上下水道規程第3号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (負担金の徴収猶予の取消し)</p> <p>第12条 町長は、前条第2項の規定により負担金の徴収の猶予を受けた受益者について、徴収の猶予を継続することが適当でないとするときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、当該取消しを受けた受益者に対し、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第7号)により通知する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日